

さんばい

あおもり

第70号
2020・冬号



JR五能線・千畳敷駅

一般社団法人 青森県産業廃棄物協会

広告協賛企業(順不同)

(株)アラスカ	(後-8)	(三八支部)	
(東青支部)		(株)庄司興業所	(前-2)
豊産管理(株)	(前-3)	(有)マモル商運	(前-4)
(株)大坂組	(前-3)	第一清掃(株)	(後-1)
大矢建設工業(株)	(前-2)	環境技術(株)	(後-3)
(株)西田組	(後-2)	(株)ウィズウェイストジャパン	(後-2)
(有)東奥化学	(後-4)	(有)柏崎清掃社	(後-6)
(株)青森資源	(後-5)	(有)小沢土木	(後-7)
(中弘南黒支部)		(上十三支部)	
(株)丸勝小野商事	(前-1)	(株)みどり	(前-4)
(株)丸源産業	(後-4)	(下北支部)	
(株)兼建興業	(後-3)	(株)青森クリーン	(後-5)
(有)東北クリーン	(後-4)	菊池トラック(株)	(後-4)
北砲興発(株)	(後-1)	(賛助会員)	
(株)青南商事	(後-7)	環境保全(株)	(後-3)
(西北五支部)		MCCユニテック(株)	(後-6)
(株)伊藤鉦業	(前-1)		

令和2年4月1日に名称を

一般社団法人青森県産業資源循環協会 に変更します。

自然を守ろう、クリーンな津軽

家屋解体から焼却まで!!

産業廃棄物中間処理業
青森県許可
(許可番号 0240018217)
収集運搬・破碎・選別
特定建設業・運送業



株式会社 小野商事

代表取締役 小野 智史

■本社・中間処理場

〒038-1111 青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35
TEL. (0172) **58-2054** FAX. (0172) **58-2007**
E-mail info@o-sh.co.jp URL <http://www.o-sh.co.jp>

■エコプラント カワベ

〒038-1141 青森県南津軽郡田舎館村大字川部字富岡1-19
TEL. (0172) **58-4051** FAX. (0172) **58-4057**



有害から無害へ、

無用から有用へ。

私達の目指す環境へ!



住みよい郷土を拓く

総合建設業

産業廃棄物処理業
下水道維持管理業



株式会社

伊藤 鋤 業

代表取締役社長 増田 教正

〒038-3151 青森県つがる市木造若竹13番地

TEL (0173) 42-2279 (代) FAX (0173) 42-5140

青森事務所 TEL (017) 735-9051

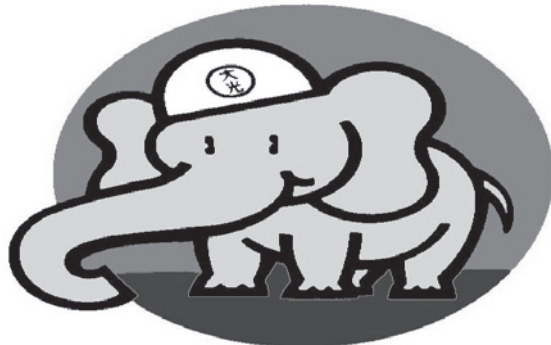
FAX (017) 723-3577

仙台事務所 TEL (022) 374-8702 (FAX兼用)

アスファルト つがる市木造館岡上沢辺143-107

合材センター TEL (0173) 45-3204 (代)

求められているのは自然環境を生かした
感動を呼ぶ街づくりです



大矢建設工業株式会社

本社：〒030-0152 青森市大字野沢字川部63番地
TEL 017-739-5224 FAX 017-739-5145
ホームページ…<http://www6.ocn.ne.jp/~ooyaken/>
E-mail…ooyaken@poem.ocn.ne.jp (営業部)
ooyaken@esc.ocn.ne.jp (総務部)

荒川事務所：〒030-0111 青森市大字荒川字品川126-1
TEL 017-739-5205 FAX 017-739-6848

産廃計量所：〒030-0152 青森市大字野沢字川部8-1
TEL 017-739-0935



ISO 14001
BCJ-EMS-0119



QMS-EMS
CM018

ISO14001認証取得
産廃処理工場

許可所持県（収集運搬業）
青森県 秋田県 岩手県 宮城県
福島県 東京都 千葉県 埼玉県
神奈川県



環境にやさしい工事と 廃棄物の再資源化を目指します

解体工事 ⇒ 産業廃棄物収集運搬
中間処理リサイクル ⇒ 最終埋立処分まで



私たちは、地域と地球の
環境に配慮した事業者です
Eco
エコアクション21
認証番号 0012292

株式会社 庄司興業所



特定建設業

一般・産業廃棄物の収集運搬・処理・処分と解体土木工事

青森県八戸市大字櫛引字井ヶ月1-44

TEL 0178-27-1328 FAX 0178-27-3576

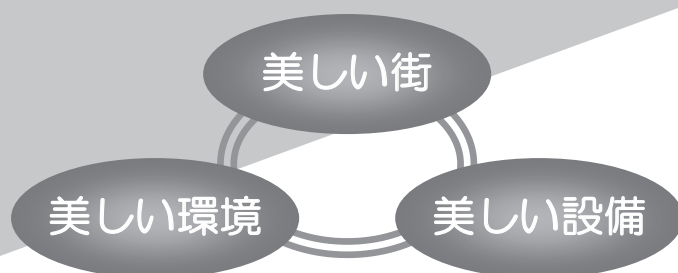


一般社団法人
青森県産業廃棄物協会会員



一般社団法人
青森県解体工事業協会会員 【URL】 <http://www.syouji.jp>

エコアクション21 認証取得



県営スケート場、県営住宅青森・弘前地区指定管理者

産廃収集運搬・中間処理／下水道維持管理／排水管・貯水槽清掃／施設管理

豊産管理株式会社

本 社 〒030-0852 青森市大野字前田 2 1 - 1 1 TEL 0 1 7 (7 2 9) 3 7 1 1

青森営業所 〒038-0031 青森市三内字沢部 3 5 3 - 2 7 3 TEL 0 1 7 (7 8 2) 5 8 5 1

弘前営業所 〒036-8072 弘前市清野袋一丁目 1 1 - 7 TEL 0 1 7 2 (3 4) 9 3 9 3

ホームページ <http://www.housan.co.jp/>

もっと素敵に、環境創造

総合建設業

株式会社 大坂組

代表取締役社長 大坂 憲一

〒030-0933

青森市大字諏訪沢字岩田 51-1

電 話 (017) 726 - 2461

F A X (017) 726 - 7009

運 輸 部 (017) 726 - 7007

大坂組

検索

青森県産業廃棄物協会会員 八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会会員

産廃収集運搬/00200004634 一般/八戸市/十和田広域

産廃処分/12220004634 南部町/階上町

一般・産業廃棄物収集運搬

(有)マモル商運

八戸市尻内町字下毛合清水5-1

☎(0178)28-8510



未来へつなぐ *Field Artist*

株式会社 みどり

URL <http://www.kkmidori.co.jp>

みどり 十和田市

検索



〒034-0041 青森県十和田市大字相坂字高清水78番地455

TEL (0176)23-9199 FAX (0176)23-9394

代表取締役 岡田 寛 紀

【営業種目】

☐ 総合建設業

☐ 一般貨物自動車運送事業

☐ 産業廃棄物処理業

☐ 古物商

☐ 一般廃棄物処理業



エコアクション21[®]
認証番号0009856

新春のご挨拶

- (一社) 青森県産業廃棄物協会会長 天 内 修 1

協会ニュース

- 庄司肇副会長が県褒賞を受賞 2
- 相内喜久男氏が環境大臣表彰を受賞 3
- 宮腰浩一氏が知事表彰を受賞 4
- 青年部会が「もったいない・あおもり賞」を受賞 4
- 令和2年新年会・受賞祝賀会の開催 5
- 「第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会」に参加 7
- 行政座談会の開催 8
- 管理者研修会の開催 9
- 令和元年度下半期理事会報告 10
- 令和元年度支部長・支部事務局担当者会議の開催 11
- 各委員会の開催 12

支部だより

- 不法投棄防止監視パトロールの実施 13
- 解体工事現場パトロールに参加 14
- 支部実務担当者研修会の開催 15
- 三八支部活動報告 16

青年部会だより

- 環境学習支援事業 17

あおもり循環型社会推進協議会だより

- 不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施 19
- リサイクル産業支援セミナーの開催 21

お役立ち情報・気になる情報

- スマホ「ながら運転」の厳罰化と廃棄物処理法の許可について 22
- 産業廃棄物処理業における必要な資格等及び特別教育 23
- 労働災害事例 25

事務局からのお知らせ

- 出前相談員・講師の派遣 29
- 許可期限の確認と許可講習会の受講は早めに 29
- 「会員名簿」記載事項変更届けのお願い 30
- 新規入会会員の紹介 30
- ご活用ください!! 「防災協定に関する証明書」・「社会貢献に関する証明書」 . . . 31
- マニフェスト・電子マニフェスト産業廃棄物送り状購入申込書 32

新春のご挨拶



一般社団法人 青森県産業廃棄物協会

会長 天内 修

皆様、明けましておめでとうございます。

皆様には健やかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、当協会では、大きな問題も無く、また、会員皆様のご協力のもと、事業を推進することができました。改めて会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

さて、本年は、当協会が昭和55年4月に初代会長竹谷昌徳氏のもと任意団体としての発足40周年の年であり、また、廃棄物処理法の制定50年に当たる年であります。任意団体としての発足は、廃棄物処理法が制定されて10年経過した年であり、産業廃棄物の適正処理のため、処理に関する規制が強化されていた時期であります。当協会は、これまで法令遵守、適正処理のための情報提供、指導に力を入れ、成果を上げてきました。

協会設立40年及び廃棄物処理法制定50年を経て、協会及び産業廃棄物処理業界は大きな転換期を迎えていると言えます。この転換期のキーワードとなるのが、循環型社会と低炭素社会です。産業廃棄物処理にかかわる者には、産業廃棄物の適正処理を大前提としつつ、循環型社会・低炭素社会の構築に向けた資源循環を基調とする社会経済システムの形成の一翼を担うことが求められております。既にご案内のとおり、4月1日からは協会の名称を「青森県産業資源循環協会」に変更することとしています。今後は、当協会のさらなるイメージアップと時代のニーズに応えていくことが重要課題であり、会員の皆様とともにこの課題に取り組んでいきたいと考えています。

協会としては「地域社会と県民から信頼される青森県産業廃棄物協会」という理念をしつかりと継承しつつ、会員の皆様のご支援とご協力を頂戴しながら、諸課題に取り組んで参りたいと考えております。どうか本年もよろしくお願い申し上げます。

結びに、新たな年が会員の皆さまとご家族様にとりまして慶びの多き年でありますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

◆ 庄司肇副会長が県褒賞を受賞

庄司肇副会長（株式会社庄司興業所代表取締役）が、令和元年度青森県褒賞（保健衛生）を受賞されました。庄司副会長を含め個人44人が受賞されました。

褒賞式は、令和元年11月21日、青森市のホテル青森で行われ、三村知事から授与されました。

庄司副会長は、昭和55年に有限会社庄司興業所に入社、昭和61年に同社代表取締役に就任、平成2年には同社を株式会社に組織変更して代表取締役に就任し、39年の長きにわたり産業廃棄物処理業に従事されてきました。この間、昭和61年に当協会の監事に就任、平成2年から平成13年までは理事、平成13年からは副会長として、協会の社会的信用の向上を図るため、協会の中心となり積極的な役割を果たしてきました。また、協会の組織拡充の必要性を重視し、三八地区の未加入産業廃棄物処理業者への入会勧誘活動に尽力し、組織強化に大きな役割を果たしてきました。

さらには、不法投棄監視パトロールや不法投棄防止撤去推進キャンペーンなどの適正処理普及啓発活動を積極的に実施し、本県の生活環境の保全に尽力しました。



三村知事から褒賞を授与される庄司副会長



受賞者全員で

◆ 相内喜久男氏が環境大臣表彰を受賞

相内喜久男氏（相内建設株式会社代表取締役）が、令和元年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（産業廃棄物関連事業功労）を受賞されました。

表彰式典は、令和元年11月15日、神戸市で開催された「第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会」において行われ、受賞者23名の方に表彰状が授与されました。

相内氏は、相内建設株式会社が平成4年に産業廃棄物処理業の許可を取得して以来、27年の長きに渡り産業廃棄物処理業務に従事し、その間、マニフェストの普及や廃棄物の適正処理のための啓発を行ってこられました。

また、東青支部会員として不法投棄監視パトロールや不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施に当たっては積極的に参加し、自社従業員の派遣や運搬車両、重機等の提供に積極的に協力されるなど、県民の環境保護意識の高揚のために尽力されました。



表彰状を代理で受ける相内立己氏



受賞者全員で

◆ 宮腰浩一氏が青森県知事表彰を受賞

宮腰浩一氏（株式会社片山組代表取締役専務）が、令和元年度青森県循環型社会形成推進功労者等表彰（廃棄物関係事業功労者）を受賞されました。同表彰は、宮腰氏を含め2団体及び2人の方が受賞されました。

表彰式は、令和2年1月14日、青森市のラ・プラス青い森で開催された「もったいない・あおもり県民運動推進大会」（主催：青森県、もったいない・あおもり県民運動推進会議）において行われました。

宮腰氏は、平成4年に株式会社片山組に入社し、同社が平成8年に産業廃棄物処理業の許可を取得して以来、廃棄物処理業務に従事され、平成29年には中弘南黒支部の役員として就任しました。その間、マニフェストの普及や廃棄物の適正処理のための啓発を行ってきました。また、不法投棄監視パトロールや不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施に当たっては積極的に参加し、自社従業員の派遣や運搬車輛、重機等の提供に積極的に協力されるなど、県民の環境保護意識の高揚のために尽力されました。



柏木副知事から表彰状を授与される宮腰浩一氏



受賞者の皆さん

◆ 青年部会が「もったいない・あおもり賞」を受賞

当協会青年部会が、小学校を対象に実施している環境学習支援事業について、「もったいない・あおもり賞」を受賞しました。表彰式は、「もったいない・あおもり県民運動推進大会」において行われました。なお、同賞は当協会会員の株式会社小坂工務店様と有限会社ループ様も受賞されました。



表彰状を授与される西田部会長



受賞者の皆さんと

◆ 令和2年新年会・受賞祝賀会を盛大に開催

令和2年1月23日(木)、青森市のホテルクラウンパレス青森において、会員事業所の役員、幹部など約90名が出席し、令和2年新年会と併せて、県褒賞を受賞された庄司肇副会长、環境大臣賞を受賞された相内喜久男氏、県知事表彰を受賞された宮腰浩一氏の受賞祝賀会が盛大に開催されました。

来賓として、当協会顧問の参議院議員滝沢求氏（代理 奈良岡修一氏）、青森県議会議長森内之保留氏、青森県議会議員阿部広悦氏がお忙しいところご出席されました。

天内会長の新年会の挨拶に引き続き、受賞者のご功績の紹介と花束及び記念品が贈呈されました。森内議長と阿部議員からご祝辞を頂き、受賞者から謝辞がありました。

奈良岡修一氏の乾杯のご発声で開宴し、大いに交流が深められました。



天内会長の新年挨拶



受賞者紹介



左から 庄司副会长 相内氏（代理） 宮腰氏



記念品贈呈



花束贈呈



庄司副会長謝辞



森内議長ご祝辞



阿部議員ご祝辞



奈良岡氏乾杯のご発声

◆ 「第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会」に参加

令和元年11月15日、（公社）全国産業資源循環連合会等の産業廃棄物関係3団体の主催による「第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が神戸市において全国の関係者が参加の下、盛大に開催されました。

当協会からは、天内会長、大矢副会長、庄司副会長、和島副会長、(有)ローズリー資源の田中社長及び中嶋事務局長の6名が参加しました。

令和元年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（産業廃棄物関係事業功労）式典が行われ、受賞者24名の方に表彰状と記念品が授与されました。

当協会からは、相内喜久男氏が、この栄えある賞を受賞されました。

表彰式典後は、次のとおり基調講演及びパネル討論会が行われました。

1 基調講演

「廃掃法施行50年の振り返りと今後の展望」

北村 喜宣 氏（上智大学法科大学院教授）

2 パネル討論会

「廃プラ輸出からの脱却」

コーディネーター

東浦 知哉 氏（一般社団法人兵庫県産業資源循環協会会長）

パネリスト

成田 浩司 氏（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）

石岡 之俊 氏（兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長）

泥 俊和 氏（株式会社神戸製鋼所環境防災部長）

中村 龍男 氏（大栄環境株式会社事業本部副本部長）

森谷 賢 氏（公益社団法人全国産業資源循環連合会専務理事）



会場の様子



相内氏と大会参加者

◆ 行政座談会の開催

- 1 開催日 令和元年11月11日（月）
- 2 開催場所 青森市 ウェディングプラザアラスカ
- 3 出席者 青森県環境生活部環境政策課
館課長ほか3人
当協会
天内会長ほか役員20人
- 4 テーマ 「災害廃棄物処理の課題について」

東日本大震災の際に、八戸市からの依頼を受けて災害廃棄物の処理支援に携わった三八支部の役員から、支援に至った経緯、問題点などについて説明があり、県からは、市町村における災害廃棄物処理計画の策定状況などについて説明がありました。その後、仮置き場の設置、運営や支援協定の締結などについて意見交換をしました。



会長挨拶



意見交換の様子

◆ 管理者研修会の開催

協会会員企業の役員、管理・監督者を対象として、次のとおり開催しました。

- 1 開催日 令和2年1月23日（木）
- 2 開催場所 青森市 ホテルクラウンパレス青森
- 3 講師 青森県環境保全課 主査 鈴木 辰也 氏
- 4 テーマ 産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について
- 5 受講者 約100人



鈴木講師



受講の様子

鈴木講師から、資料を使って次の内容で講演していただきました。

- ・産業廃棄物処理業の許可の欠格要件に該当した場合の対応。
- ・これまでの行政処分事例の処分理由、過去5年間（平成27年度～平成31年度まで）で合計15件の許可取消処分が実際にあったこと。
- ・こんな場合は許可取り消しになってしまうのか？という事例をクイズ形式で研修参加者全員での検討。

※当日の資料の一部は、協会ホームページの「活動報告」中の「セミナー・研修会」に掲載しています。

◆ 令和元年度下半期理事会報告

第4回理事会

- 1 開催日 令和元年9月11日（水）
- 2 開催場所 青森市 ウェディングプラザアラスカ
- 3 議 事
 - (1) 新規加入会員の承認について
有限会社アドバンスが、新規会員として承認されました。
 - (2) 第5回理事会、行政座談会の開催日程について
 - (3) 行政座談会のテーマについて
 - (4) 全産連政治連盟への寄付について
 - (5) 顧問の承認について
- 4 報告事項
 - (1) 2019年度上半期業務執行状況報告について
 - (2) 役員セミナーについて
 - (3) 第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会について
 - (4) 2019中小企業団体青森県大会の開催について

第5回理事会

- 1 開催日 令和元年11月11日（月）
- 2 開催場所 青森市 ウェディングプラザアラスカ
- 3 議 事
 - (1) 新規加入会員の承認について
株式会社ミツバ資源が新規会員として承認されました。
 - (2) 第6回理事会・管理者研修会等の開催日程について
 - (3) 管理者研修会のテーマについて
 - (4) 40周年記念事業について
 - (5) 全産連政治連盟への寄付について
- 4 報告事項
 - (1) 県褒賞等について
 - (2) 行政座談会について

第6回理事会

- 1 開催日 令和2年1月23日（木）
- 2 開催場所 青森市 ホテルクラウンパレス青森
- 3 議 事
 - (1) 新規加入会員（賛助会員）の承認について
日立建機日本株式会社が、新規会員として承認されました。
 - (2) 50周年記念事業に係る特定資産取扱要領（案）について
 - (3) 第7回理事会、令和2年度第1回理事会、第2回理事会・通常総会の開催日程について
 - (4) 第2回役員セミナーのテーマ等について
 - (5) 全産連政治連盟への寄付について
 - (6) 名称変更に伴う新聞広告掲載について
 - (7) 理事会出席に伴う旅費支給について
- 4 報告事項
 - (1) 管理者研修会、新年会・受賞祝賀会の進行について
 - (2) 労働災害調査結果について
 - (3) 女性部会設立に係る発起人について

◆ 令和元年度支部長・支部事務局担当者会議の開催

- 1 開催日 令和元年12月9日（月）
- 2 開催場所 青森市 ウェディングプラザアラスカ
- 3 議 事
 - (1) 令和元年度今後の支部実施事業について
 - (2) 令和2年度支部実施事業計画（案）について
 - (3) 令和2年度支部実施事業予算（案）について
 - (4) その他
- 4 報告事項
 - (1) 協会と環境産業連絡会との委託契約事務
 - (2) 支部担当事務ローテーション

◆ 各委員会の開催

- 令和元年度第1回総務企画委員会
 - 1 開催日 令和2年1月23日（木）
 - 2 開催場所 青森市 ホテルクラウンパレス青森
 - 3 議 事
 - (1) 50周年記念事業に係る特定資産取扱要領（案）について
 - (2) 令和2年度事業計画（案）について
 - (3) 令和2年度収支予算（案）について

- 第1回設立40周年記念事業実行委員会
 - 1 開催日 令和元年10月17日（木）
 - 2 開催場所 青森市 ウェディングプラザアラスカ
 - 3 議 事
 - (1) 40周年記念事業実施要綱（案）について

支部だより

◆ 不法投棄防止監視パトロールの実施

不法投棄防止のための監視と併せ、実際に不法投棄が行われている現場を早期に発見把握するため、当協会各支部ごとに関係機関と連携を図りながら、不法投棄が行われるおそれのある地域に対して監視パトロール活動を実施しました。

支 部 名	実 施 日	パトロール実施地域
東青支部 支部参加人数23名	11月13日(水)	・ 青森市 （ ・ 岩渡、細越、熊沢 ・ 野木和公園～五所川原線 ・ 高田、浪岡 ・ 清水川、滝沢、野内 ・ 月見野、梨ノ木、幸畑 ）
中弘南黒支部 支部参加人数24名	9月18日(水)	・ 平川市
西北五支部 支部参加人数3名	11月6日(水)	・ つがる市 ・ 鰯ヶ沢町
三八支部 支部参加人数25名	11月12日(火)	・ 八戸市（南郷、鮫、美保野）
上十三支部 支部参加人数29名	8月22日(木)	・ 野辺地町、横浜町、六ヶ所村 ・ 三沢市、七戸町、東北町 ・ 十和田市、六戸町、おいらせ町
下北支部 支部参加人数4名	10月8日(火)	・ むつ市 ・ 大畑町

◆ 解体工事現場パトロールに参加

当協会支部は、青森県等が解体工事現場に対して実施する「建設リサイクル法に関する一斉パトロール」に参加し、解体廃棄物の適正処理について普及啓発を行っています。

【秋期】

東 青 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 令和元年10月21日（月） ・ 実 施 場 所 今別町、蓬田村 ・ 支部参加人数 2名
	【青森市主催】 ・ 実 施 日 令和元年10月31日（木） ・ 実 施 場 所 青森市（八重田、造道、小柳ほか） ・ 支部参加人数 3名
西 北 五 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 令和元年10月25日（金） ・ 実 施 場 所 つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町 ・ 支部参加人数 2名
上 十 三 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 令和元年10月30日（水） ・ 実 施 場 所 十和田市、七戸町、おいらせ町 ・ 支部参加人数 4名
下 北 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 令和元年10月8日（火） ・ 実 施 場 所 むつ市、大畑町 ・ 支部参加人数 4名

◆ 支部実務担当者研修会の開催

東青支部

- 開催日 令和元年12月12日（木）
- 開催場所 ウェディングプラザ・アラスカ
- 出席者数 35名
- テーマ及び講師
テーマ：「PCB廃棄物等の期限内処分に向けた県の取り組み」
講師：青森県環境生活部環境保全課
廃棄物・不法投棄対策グループ 主査 若山 真紀子 氏

中弘南黒支部

- 開催日 令和元年10月16日（水）
- 開催場所 中央公民館岩木館 2F 大研修室
- 出席者数 25名
- テーマ及び講師
講演①
テーマ：「PCB廃棄物等の適正処理推進について」
講師：中南県民局環境管理部 部長 吉田 巧 氏
総括主幹 野澤 直史 氏
講演②
テーマ：「スクールゾーン等における交通規制及び道路法改正等について」
講師：弘前警察署 交通第一課 警部補 竹谷 修一 氏

西北五支部

- 開催日 令和元年11月29日（金）
- 開催場所 ホテルサンルート五所川原
- 出席者数 29名
- テーマ及び講師
テーマ：「最近の交通情勢について」
講師：五所川原警察署 指導取締係 巡査部長 古川 篤志 氏

三八支部

- 開催日 令和元年12月17日（火）
- 開催場所 八戸プラザホテル
- 出席者数 60名
- テーマ及び講師
テーマ：「ながら運転の危険性と罰則強化について」
講師：㈱ムジコ・クリエイト 八戸モータースクール 細越 健一 氏

5 上十三支部

- 開催日 令和元年12月17日（火）
- 開催場所 サン・ロイヤルとわだ
- 出席者数 28名
- テーマ及び講師
テーマ 「これからの企業経営について」
講師 十和田商工会議所 会頭 今泉 湧水 氏

◆ 三八支部活動報告

三八支部では、岩手県産業資源循環協会県北支部様との交流事業を令和元年8月28日に実施し、岩手県九戸郡九戸村にある「いわて県北クリーン株式会社」様を合同で施設見学しました。いわて県北クリーン株式会社は、岩手県を共同事業者とするPFI事業として運営する会社で、岩手県内で発生する多種多様な廃棄物を処理する会社です。



施設見学後は二戸市へ場所を移し、県北支部様との親睦会を実施し、情報交換をしました。



また、翌日は岩手沼宮内CCにて三八支部VS県北支部のゴルフ交流会を開催し、楽しく和やかな時間を過ごしました。来年以降も継続することを確認し、県北支部様との交流事業を無事終了しました。

今回の交流事業では、他支部の地域特性を知り、情報交換を通じて支部会員同士の情報共有・連携等、会員に対して有益となる事業であることを確認できました。

今後は、様々な支部との交流を実施していくことを模索しております。



青年部会だより

環境学習支援事業

青年部会では、小学生を対象にした環境学習支援事業を実施しています。

内容は、

- 「木くず破砕機」又は「紙くずシュレッダー」による実演
- 地球温暖化の原因や課題、リサイクル等に関する環境クイズ
- 紙のリサイクルに関するDVD

などとなっています。今年度は、3小学校において実施しました。

【むつ市立奥内小学校】

- ・ 実施日 令和元年9月19日（木）
- ・ 参加人数 児童 29人（1年生～6年生）
教員 3人

【八戸市立明治小学校】

- ・ 実施日 令和元年9月26日（木）
- ・ 参加人数 児童 25人（4年生）
教員 2人

【五所川原市立いずみ小学校】

- ・ 実施日 令和元年10月29日（火）
- ・ 参加人数 児童 73人（4年生～6年生）
教員 8人



環境学習支援事業の状況



先生から当協会の説明 奥内小学校



エコパンの着ぐるみの中が気になります 奥内小学校



紙シュレッダーの説明 明治小学校



クイズの答えをエコパンに相談？ 明治小学校



人気者エコパン登場 いずみ小学校



再生木くず、学校で利用します いずみ小学校

あおもり循環型社会推進協議会だより

◆ 不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施

あおもり循環型社会推進協議会から当協会に対する依頼事業として、協会関係支部と各地域県民局環境管理部、関係市町村及び地域住民との協働により、下記のとおり実施しました。

【上十三支部】

実 施 日 令和元年10月10日（木）
実 施 場 所 おいらせ町彦七川原地区
廃棄物の種類 廃プラスチック、木くず
処 理 量 5トン
参 加 人 数 県環境保全課職員 2 人、三八地域県民局環境管理部職員 3 人、
おいらせ町職員 3 人、支部会員24人、協会本部職員 1 人
合計33人

【東青支部】

実 施 日 令和元年11月 7 日（木）
実 施 場 所 青森市三内・岩渡・新城地区
廃棄物の種類 空き缶、ペットボトル、布団、マットレス、タイヤ、廃家電等
処 理 量 2.56トン
参 加 人 数 地域住民 4 人、県環境保全課職員 2 人、青森市職員11人、
支部会員39人、協会本部職員 1 人
合計57人



コンガラ、タイヤ、ポリバケツなどなど
(おいらせ町彦七川原地区)



手作業でゴミ集め (おいらせ町彦七川原地区)



作業前の打合せ (青森市三内地区等)



道路沿いには空き缶、ペットボトルが散乱
(青森市三内地区等)



急斜面を手渡しで (青森市三内地区等)



運搬車に積み込み中 (青森市三内地区等)

◆ 「リサイクル産業支援セミナー」の開催

このセミナーは、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、県内のリサイクル産業の育成を図るため、資源循環産業の現状と展望等に関する情報を提供する趣旨で、青森県（環境生活部環境政策課）とあおもり循環型社会推進協議会の共催により開催しているものです。

- 1 開催日：令和元年10月23日(水)
- 2 開催場所：青森市 国際ホテル
- 3 講師：一般社団法人 プラスチック循環利用協会
総務広報部 富田 斉 氏
- 4 テーマ：プラスチックの資源循環利用の現状

富田講師から、

- ・プラスチックの3つのリサイクル（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクル）
- ・ライフサイクルアセスメント（LCA）
- ・マイクロプラスチック問題

などについて講演していただきました。



富田講師



聴講の様子

お役立ち情報・気になる情報

◆ スマホ「ながら運転」の厳罰化と廃棄物処理法の許可について

道路交通法の改正により、携帯電話又はスマートフォン（以下「スマホ」）の使用による「ながら運転」をした場合、これまでは罰金刑だけでしたが、懲役刑（刑務所に収監され、労役を課される刑罰）の判決を受ける可能性もあります。懲役刑を受けた場合は、廃棄物処理法の許可が取り消されることになります。

<携帯の保持又は注視の禁止>

携帯電話を通話のために手で保持して使用し、又は自動車若しくは原動機付き自転車に持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視した者



6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 改正前は5万円以下の罰金

具体的には、

- ① 携帯電話又はスマホを手にとって通話していた。
- ② メールをチェックしていた。
- ③ スマホでゲームをしていた。
- ④ スマホ、カーナビで地図をチェックしていた。

などで検挙された場合、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金の有罪判決を受けることがあります。②～④の行為は、スマホを固定して手に持っていないなくても、画面を注視することが罰則の対象となります。

<携帯の保持又は注視の禁止に違反して危険を生じさせた者>

携帯電話を通話のために手で保持して使用し、又は自動車若しくは原動機付き自転車に持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視し、よって道路における交通に危険を生じさせた者



1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 改正によって新設

- ①から④の行為などによって
- ⑤ 他の車に衝突しそうになった。
- ⑥ 建物やガードレール等に衝突しそうになった。
- ⑦ 人に衝突しそうになった。

など、実際に衝突しなくても「衝突しそうになった」だけで、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金刑を受ける可能性があります。

以上の行為によって、個人事業主又は会社の役員が懲役刑を受けた場合は、廃棄物処理法上の許可の欠格要件に該当し、許可が取り消されます。（廃棄物処理法第14条の3の2、第14条第5項第2号イ、第7条第5項第4号ロ）



◆ 産業廃棄物処理業における必要な資格等及び特別教育

○作業主任者の選任と必要な資格等

労働安全衛生法によって、産業廃棄物処理業において作業主任者の選任が必要とされている主な作業と必要とされる資格等は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業における作業主任者の選任が必要な主な作業と必要な資格等

	選任すべき作業の区分	作業主任者の名称	必要とされる資格等
1	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許を受けた者
2	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行うプレス機械による作業	プレス機械作業主任者	プレス機械作業主任者技能講習を修了した者
3	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの作業	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー技士免許（特級、1級、2級）を受けた者 ボイラー取扱技能講習を修了した者
4	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業	乾燥設備作業主任者	乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者
	ア 乾燥設備のうち、危険物等に係わる設備で、内容積が1m ³ 以上のもの		
	イ 乾燥設備のうち、アの危険物等以外の物に係わる設備で、熱源として燃料を使用するもの（最大消費量が固体燃料にあつては毎時10kg以上、液体燃料にあつては毎時10L以上、気体燃料にあつては毎時1m ³ 以上のものに限る）又は、熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10kw以上のものに限る）		
5	高さが2m以上のはいはい付け又ははいくすしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）	はい作業主任者	はい作業主任者技能講習を修了した者
6	第1種圧力容器の取扱い作業	第1種圧力容器取扱作業主任者	化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者 ボイラー技士免許（特級、1級、2級）を受けた者 普通第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者
7	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）	特定化学物質作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者 特別有機溶剤に係るものについては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
8	酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者
	酸素欠乏危険場所のうち硫化水素中毒のおそれある場所における作業		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者
9	有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省で定めるものに係わる作業	有機溶剤作業主任者	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
10	石綿等（石綿又は石綿をその重量の0.1%を超えて含有する物）を取り扱う作業	石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習を修了した者

○特別教育が必要な作業

労働安全衛生法は、事業者には危険又は有害な業務に従事する者に対して、「特別教育」を実施することを義務づけています。産業廃棄物処理業において、特別教育が必要とされている主な業務は、次のとおりです。教育の内容、時間については安全衛生特別教育規程で定められています。特別教育は、事業者が行うこととされていますが、一部の業務に係る特別教育については、労働基準協会等で実施しているものもあります。

産業廃棄物処理業における特別教育が必要とされる主な業務

1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力プレスの金型、シャアの刃部又はプレス機械若しくはシャアの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧・特別高圧の充電電路又は電路支持物の敷設・点検・修理・操作の業務 低圧の充電電路の敷設・修理の業務 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電電路が露出している開閉器操作の業務
5	最大荷重が1 t 未満のフォークリフトの運転の業務
5-2	最大荷重が1 t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
9 9-2 9-3 10	機体重量が3 t 未満の車両系建設機械の運転の業務 (車両系建設機械のアタッチメントを取り替えて、別の目的に使用する場合についても含まれる。)
14	小型ボイラーの取扱いの業務
15	つり上げ荷重が5 t 未満のクレーンの運転の業務
16	つり上げ荷重が1 t 未満の移動式クレーンの運転の業務
19	つり上げ荷重が1 t 未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
26	酸素欠乏危険場所における作業に係わる業務
29	常時特定粉じん作業に係る業務
31 32	産業用ロボットへの教示等の業務、検査、修理、調整の業務
34	廃棄物焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
35	廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
37	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の業務
38	除染等作業、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等の処分業務
39	足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除く）

（注）番号は、労働安全規則第36条の号番号

◆ 労働災害事例

〈事例1〉トラックの荷台から廃材を荷降ろし作業中、崩れ落ちた廃材の下敷きになり死亡



発生状況

この災害は、廃材焼却場において、トラックから廃材の荷降ろしをしていた運転者が崩れてきた積荷の廃材の下敷きになり死亡したものである。

作業はトラックの周囲に荷降ろしのための場所を確保するとともに、(1)トラックの荷崩れ防止ロープ、番線等を外す、(2)ドラグ・ショベルで荷を押して廃材を降ろす、(3)ドラグ・ショベルでトラックの荷台に残った木屑を降ろす、というものであった。被災者は近くにいた他の作業者に廃材を降ろすためのドラグ・ショベルの運転を依頼した。依頼された作業者は、作業を開始するにあたり、被災者に声をかけたが応答がなかったためドラグ・ショベルでトラックの荷台の廃材を荷台の反対側に押して降ろした。その後、しばらくたっても被災者の所在がわからなかったが、降ろした廃材の下で下敷きになっているのが発見され、緊急医療機関へ搬送されたが外傷性窒息による死亡が確認された。なお、災害発生当時、災害現場には複数のドラグ・ショベル運転有資格者がいたがいずれも関連する他の作業に従事しており、災害発生時には資格を有していない作業者が運転にあたっていた。

原因

- 1 廃材を降ろす箇所への立ち入り制限の実施等、作業前の安全確認が徹底されていなかった。

被災者は他の作業者にドラグ・ショベルの運転を依頼した後、自らが荷台の廃材固定具の取り外しを行っていたが、廃材を降ろす方向の荷の固定具を外したあと落下してきた廃材の下敷きになったものと考えられる。この作業場においては作業中に作業の安全を確認する者がいなかった。また、廃材置き場の区画の確保もなされていなかった。

- 2 ドラグ・ショベルの運転を車両系建設機械運転技能講習修了者に行わせていなかった。
- 3 複数の作業で行う作業にもかかわらず作業にあたる作業者間で作業開始前の打ち合わせを行わなかった。

誰がどこで何をしているかということについて全体の状況を掌握している者がおらず、これが災害の発生要因となった他、被災者の発見の遅れにもつながったものと考えられる。

対 策

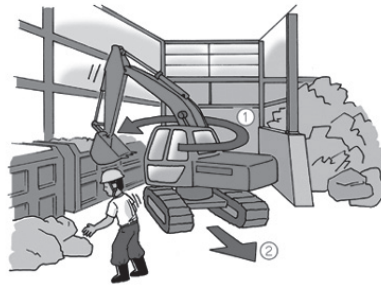
- 1 材料の積み降ろし等、重機を使用する作業を行う場合は、作業個所への立ち入り制限の実施等、作業前の安全確認を徹底すること。

また、作業にあたり監視人を配置する事も有効な手段である。

- 2 ドラグ・ショベルの運転は車両系建設機械運転技能講習修了者に行わせること。
- 3 複数の作業者で行う作業については作業にあたる作業者間で作業開始前の打ち合わせを行うこと。

また作業の進行状況を統括的に監督できる監視人を現場に配置することも災害防止上有効な手段である。

〈事例２〉産業廃棄物の選別作業中、派遣労働者がドラグ・ショベルにひかれ死亡



発生状況

災害発生当日、派遣先労働者である作業員AとB、派遣労働者である作業員CとDの計4人で選別作業を行っていた。

選別作業が一段落したところで、Aの指揮により、廃プラスチックの積み込み作業を行うため、CとDは金属類の集積場所に移動し、AとBは、廃プラスチックを運搬するためのトラック進入路を確保する作業にとりかかった。Bがホイールローダーを運転し、トラックの進入路に当たる箇所に散乱していた廃棄物を1カ所にかき集めるとともに、分別コンテナの前に止められていたドラグ・ショベルをトラックへの積み込用とするため、トラック進入路付近まで移動させようとAが運転し、左旋回の後、2mほど前進させたところ、金属類の集積場所で作業していたCをドラグ・ショベル右側のクローラでひいたものである。Cはすぐに病院に搬送されたが、死亡した。

原因

- 1 ドラグ・ショベルの運行経路への立入禁止措置を講じておらず、また、誘導者も配置していなかった。
- 2 ドラグ・ショベルの運転者が運転前に行うべき周囲の安全確認が不十分であった。
- 3 作業計画が策定されていなかった。
ドラグ・ショベルによる作業に際し、作業計画が策定されておらず、かつ、関係作業員へ当該機械の運行経路、立入禁止区域等が周知徹底されていなかった。
- 4 関係作業員に対して安全衛生教育を行っていなかった。
派遣先の作業場所には、ドラグ・ショベル、ホイールローダー等の運行により、当該機械との接触による危険があるにもかかわらず、派遣元および派遣先ともに派遣労働者に対して安全衛生教育を実施していなかった。

対策

- 1 作業員とドラグ・ショベル等との接触防止措置を行うこと。
ドラグ・ショベル、ホイールローダー等と作業員が接触するおそれのある箇所には、立入禁止区域を設ける、または誘導者を配置してその者に機械を誘導させる必要がある。
- 2 ドラグ・ショベル等の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するよう教育すること。
- 3 作業計画を策定し関係者に周知徹底すること。
ドラグ・ショベル、ホイールローダー等の機械を用いて作業を行う場合には、運行経路、立入禁止措置、誘導者の配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定しなければ

ならない。さらに、作業計画の内容を関係作業者に周知徹底する必要がある。

なお、策定する作業計画では、機械による作業と手作業による分別作業との混在作業は避けるようにする。

4 派遣労働者に対し安全衛生教育を実施すること。

派遣労働者に対し、一般的な安全衛生教育を派遣元において行うとともに、従事する作業に係る危険性、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を派遣先において行う。

(厚生労働省「職場安全サイト」抜粋)



事務局からのお知らせ

◆ 出前相談員・講師の派遣

協会では管理者研修会（本部）や実務担当者研修会（各支部）を開催していますが、業務の都合等で研修会に参加できない会員も多いかと思います。

許可申請事務、処理基準、行政の通達、契約事務、マニフェストの交付などについて、個別に相談したい、従業員の勉強会を実施したい、という希望がある場合は、事務局の職員を派遣します。相談内容や勉強会の内容によっては、事務局職員では対応が難しい場合もあるかと思いますが、希望する方は事務局にご相談ください。

例えば、許可申請講習会の受講予定者で講習会前に勉強しておきたいという場合は、科目を限定しての対応は可能です。

◆ 許可期限の確認と許可講習会の受講は早めに

産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の有効期限は5年です。有効期限内に更新申請手続きを行わなければ、許可が失効します。更新許可申請に当たっては、関係する許可申請に関する講習会の修了証の添付が必要です。

講習修了証の有効期限は、講習会修了の日から起算して

○新規講習会修了証については5年 ○更新講習会修了証については2年

です（都道府県・政令市により異なる場合があるので、あらかじめ関係する行政機関に確認して下さい）。

当協会では、会員の皆さんに対して、青森県、青森市、八戸市、他県等から受けた許可に関して許可期限の6か月前到来の時点で、その旨及び許可講習会の受講が必要であることや更新手続きなどについて、文書によりお知らせしています。

◆ 「会員名簿」 記載事項変更届けのお願い

- ◇ 会員名簿記載事項等に変更があった場合の連絡（届出）方について
会員名簿に記載されている事業所名、代表者名等に変更があった場合には、「変更届」の様式により協会事務局あてFAX等にてご連絡いただきますようお願い致します。
- ◇ 【協会事務局あてにご連絡いただきたい場合】
 - 事業所の名称、代表者名、事業所所在地の変更があった場合
 - 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可内容に変更があった場合
 - 新規に許可を取得した場合及び許可品自に変更があった場合※ この場合には、新しい許可証の写しを併せてお送り下さい。

『ご注意ください！！』

代表者の変更等、廃棄物処理法施行規則に定める事項の変更があった場合には、協会への連絡ばかりでなく、許可権者（許可を受けている行政機関）への届出が必要です。

行政機関への変更届けは、定められた様式により行うこととされていますので、許可に係る行政機関のホームページ等でご確認下さい。

◆ 新規入会会員の紹介

下記の新規入会者が、理事会において承認されました。

【東青支部】

事業所・代表者名	日立建機日本株式会社（青森営業所長 嶋中 貴文）
○ 会員区分	賛助会員
○ 業務形態	建設機械等のリース、販売、修理等
○ 住 所 等	〒039-3503 青森市大字野内字菊川61-3 ☎ 017-726-4181 FAX 017-726-4183

【三八支部】

事業所・代表者名	有限会社アドバンス（代表取締役 川村 由紀子）
○ 会員区分	正会員
○ 業務形態	産業廃棄物収集運搬業・中間処理業
○ 住 所 等	〒039-1564 三戸郡五戸町字古舘下川原23-1 ☎ 0178-62-2543 FAX 0178-62-3026

【上十三支部】

事業所・代表者名	株式会社ミツバ資源（代表取締役 米田 昭博）
○ 会員区分	正会員
○ 業務形態	産業廃棄物収集運搬業・中間処理業
○ 住 所 等	〒034-0051 十和田市大字伝法寺字大窪60-19 ☎ 0176-28-2033 FAX 0176-28-2033

◆ ご活用ください！！「防災協定に関する証明書」・「社会貢献に関する証明書」

～公共事業に係る経営事項審査の加点対象になります～

○ 「防災協定に関する証明書」について

当協会では、大規模災害時の廃棄物処理に関し、平成20年3月19日付けで青森県知事との間で

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

を締結しております。

これにより、当協会の会員であり、災害応急活動等に従事する者であることが証明されれば、公共工事に係る経営事項審査において加点対象となることができます。

会員の皆さまは、当協会に対する証明書発行依頼書の提出に基づいて協会が交付する証明書により、この制度を活用することができます。

○ 「社会貢献に関する証明書」について

前記の証明書のほか、協会では平成24年11月以降、「社会貢献に関する証明書」の交付事業も行っています。

この証明書は、当協会主催の「不法投棄防止のための監視パトロール事業」及び「あおもり循環型社会推進協議会」主催の「不法投棄防止撤去推進キャンペーン事業」（社会貢献活動事業）に参加した会員の皆さまに対して、同証明書の発行依頼書の提出に基づいて交付しているものです。

この証明書の交付を希望される場合には

- ・ 協会主催で行う「不法投棄防止のための監視パトロール事業」に係る証明書の交付依頼については「産廃協会用様式」
- ・ あおもり循環型社会推進協議会主催で行う「不法投棄防止撤去推進キャンペーン」に係る証明書の交付依頼については「循環協用様式」

により、当協会事務局に提出して下さい（当協会は、循環協事務局を兼務しております）。

上記二つの証明書の交付依頼様式及び記載要領は、当協会ホームページの「会員専用ページ」に掲げていますのでご覧下さい。また、それぞれの書類様式は、ダウンロードできますのでご活用下さい。

《マニフェスト・電子マニフェスト産業廃棄物送り状》 購入申込書

FAX：017-721-3838

①業種（該当する箇所に○をつけて下さい）

建設業 ・ 製造業 ・ 医療、福祉 ・ 自治体 ・ 産廃処理業 ・ その他

②産業廃棄物管理票

発行元：(公社)全国産業廃棄物連合会

マニフェストの種類・価格（税込）		数量	箱番号（※協会記入欄）
産業廃棄物 マニフェスト 【直行用】 7枚綴	単票・手書き用 1セット・100部 2,600円	セット	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 13,000円	ケース	
産業廃棄物 マニフェスト 【積替用】 8枚綴	単票・手書き用 1セット・100部 2,600円	セット	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 13,000円	ケース	

③建設系廃棄物マニフェスト

発行元：建設六団体副産物対策協議会

マニフェストの種類・価格（税込）		数量	箱番号（※協会記入欄）
建設系廃棄物 マニフェスト	単票・手書き用 1セット・100部 2,500円	セット	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 12,500円	ケース	

④電子マニフェスト産業廃棄物送り状

販売単位・価格（税込）		数量
電子マニフェスト送り状 【4枚複写】	1セット・100部 1,100円	セット

申込日：令和 年 月 日

住所：〒

会社名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

振替払込請求書兼受領証

貼り付け欄

【代金振込先】
ゆうちょ銀行振替口座

口座番号 02250-8-116923
加入者名(一社)青森県産業廃棄物協会

※振込手数料は、購入者負担でお願いいたします。

※マニフェスト発送料は、着払いです。

※マニフェストは原則、返品・交換いたしませんので、注文の際は、ご注意ください。

一般社団法人青森県産業廃棄物協会
〒030-0802 青森市本町 5-5-21 青森県農業共済会館 2F
TEL 017-721-3911 ・ FAX 017-721-3838

地球はみんなの宝物

- ・解体工事 ・産業廃棄物処理業（再資源化、中間処理） ・産業廃棄物収集運搬業
- ・一般貨物自動車運送事業 ・破碎施設（処理能力 木くず178.2トン）・焼却施設・切断施設
- ・一般廃棄物処理業（食物残渣に限る。） ・生ごみリサイクル、堆肥製造販売

すべてに安全を追求した
信頼できるリサイクル （特許庁登録商標 大地の恋人 商願2005-116828）



北砲興発株式会社

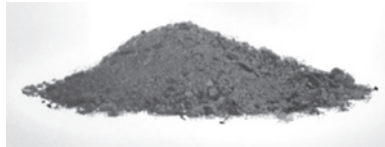
代表取締役 濱田恵一

本社・黒石工場 〒036-0514 青森県黒石市富田142番地

TEL 0172 (52) 5847

FAX 0172 (53) 5206

青森工場 〒038-1324 青森県青森市浪岡大字吉内字杉の沢1-75
食物残渣堆肥化工場



郷土を愛し環境保全に奉仕を

第一清掃株式会社



— 営業種目 —

- 浄化槽保守点検・清掃
- 下水道管渠清掃
- 一般廃棄物収集運搬・処分
- 機密文書出張細断処理
- ペットボトル他プラスチック類リサイクル処理
- 排水管高圧洗浄清掃
- 貯水槽清掃・水質検査
- 産業廃棄物収集運搬・処分
- 濃度計量証明事業
- ▶ISO14001認証取得

第一清掃は快適な暮らしと地域社会の共存共栄を実現し、
よりよい環境とサービスを提供する企業として進化し続け

【本社】 〒031-0023 八戸市是川字金ヶ坂18 ☎0178-44-2624 【処理施設】 〒039-1103 八戸市長苗代字内舟渡42-7 ☎0178-20-8338

私たちは、いつも環境への配慮を忘れずに、郷土づくりに貢献します。



「地球」に思いやり。

- 総合建設業
- 解体工事業
- 産業廃棄物収集運搬及び処分業



(N) (株)西田組

本社/〒030-0111 青森市大字荒川字柴田102-1 TEL017-739-2025(代)FAX017-739-3561

廃棄物を通じて社会に貢献

産業廃棄物最終処分場(管理型)
許可番号 00231115450 00281115450
扱い品目
産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類に限る)、紙くず
廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、繊維くず
木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
鉱さい、ゴムくず、がれき類、ばいじん、13号廃棄物
特別管理産業廃棄物
廃石綿等

埋立地面積：83,200㎡ 埋立容量：1,664,000㎥



WIT 株式会社ウィズウェイストジャパン

本 社 埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目224番地1 TEL 048-668-1414 FAX 048-665-4801
三戸事業所 青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花71番1 TEL 0179-20-3022 FAX 0179-20-3023
※お問い合わせは三戸事業所までお願いします。 ホームページ <http://www.withwaste.jp>

環境、社会は人と人との支えあい
人と自然の調和する豊かな社会を求めて！



エコアクション21
認証番号 0011715
H29.3 認証登録



ECOMARK
LICENSE
HOLDER



あおもり
eco
オフィス

環境技術株式会社

〒039-1168 八戸市八太郎六丁目12番4号

☎0178-20-2666

代表取締役 倉 成 諭

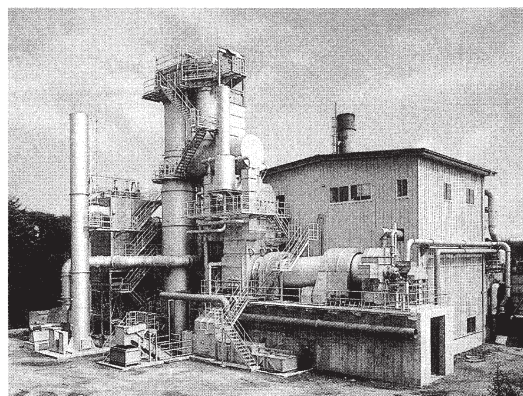
営業種目 ☆一般貨物運送事業 ☆浄化槽清掃管理業
☆貯水槽清掃管理業 ☆貯油槽清掃業
☆地下埋設タンク配管の漏洩検査業
☆環境計量証明事業（土壌、水質検査）
☆むつ小川原国家石油備蓄基地メンテナンス業務
☆産業廃棄物収集運搬・中間処理・最終処分業
☆一般廃棄物収集運搬業 ほか

産業廃棄物業務の概要

産業廃棄物収集運搬 青森県・岩手県
特別管理産業廃棄物収集運搬 青森県・岩手県
産業廃棄物中間処理 焼却・再生油製造他
特別管理産業廃棄物中間処理 廃油・感染性廃棄物（焼却）
産業廃棄物最終処分 管理型・安定型処分場

※取扱品目はお問い合わせ下さい！

<http://www.kankyogijutsu.co.jp>



産業廃棄物焼却炉

アクトリウムラタ製（KHPLR-IB型）

焼却能力 45.6t／日



タケエグルーブ

環境保全株式会社

本社・分析センター 〒036-0164 青森県平川市松崎西田41-10

TEL.0172-43-1100(代) FAX.0172-43-1166

TEL.0172-43-0251（営業部直通）

URL <http://www.kanryou-hozen.jp>

東京支店・仙台支店・弘前営業所・青森営業所・八戸営業所・三重営業所

■建設コンサルタント登録 建28第10368号 ■一般建設業許可 とび・土工工事業・解体工事業
■土壌汚染指定調査機関 2017-2-0001 ■環境アセスメント調査 ■放射能測定 ■作業環境測定
■水質分析業務 ■アスベスト分析 ■ダイオキシン類分析 ■PCB分析 ■残留農薬分析
■その他の環境調査（土壌、廃棄物、悪臭、煤煙、大気等）



KANEKEN
KOUGYOU CO. LTD.

太陽、水、大地



自然にやさしくありたい
それが兼建興業のテーマです

ISO 14001:2015 取得
ISO 9001:2015 取得

・特 定 建 設 業

・解体工事業 ・砕石杭地盤改良工事

産業廃棄物処理業（再資源化・中間処理）

か ね けん
株式 兼 建 興 業
会 社

代表取締役 兼 平 力

青森県弘前市大字兼平字猿沢26-1 TEL (0172) 82-2145(代) FAX (0172) 82-2141

信頼と技術で貢献する

■ 特定建設業 ■ 産業廃棄物処理業 ■ 一般運送業

株式会社 丸 源 産 業

代表取締役 工 藤 昭 義



〒038-3672

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川45番1号

TEL (0172) 73-3627番(代)

FAX (0172) 73-2731

一般区域貨物運送事業 産業廃棄物処理業 解体工事業

中 菊池トラック(株)

代表取締役 菊 池 秋 彦

むつ市横迎町2-12-3 TEL (0175) 23-0202(代) FAX (0175) 22-3693

＝人. 街. 自然. 地球. すべての環境との共生＝

産業廃棄物処理業収集運搬業(青森県, 青森市, 岩手県, 秋田県, 宮城県)

●特別管理産業廃棄物(含・特定有害産業廃棄物) 許可番号 00250017805(青森県)ほか

●産業廃棄物 許可番号 00200017805(青森県)ほか



有限会社 東奥化学

事務所 〒030-0964 青森県青森市南佃2丁目7番5号

電話 017-765-1660 FAX 017-765-1667

e-mail too-kagaku@rapid.ocn.ne.jp



一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業

有限会社 東北クリーン



〒036-8374 弘前市大字土堂字早川276-1

TEL 0172-33-1919 FAX 0172-37-5442

URL <http://www.t-clean.jp/>

優良認定

- 産業廃棄物処分業
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業(青森市)
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業(青森県)
- 産業廃棄物収集運搬業(青森市)
- 産業廃棄物収集運搬業(青森県)

その他許可一覧

- 引取業
- フロン類回収業
- 解体業
- 破碎業
- 古物商
- 一般廃棄物収集運搬業



一般・産業廃棄物管理型最終処分場・産業廃棄物収集運搬業

地域とともに豊かな生活環境を守る



<取扱品目>

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残渣
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・家畜ふん尿
- ・ばいじん
- ・13号廃棄物
- ・石綿含有廃棄物
- ・水銀使用製品産業廃棄物
- ・水銀含有ばいじん等
- ・廃石綿等【特別管理産業廃棄物】

本社 〒035-0011 青森県むつ市大字奥内字二又22番地 TEL 0175-26-2188 FAX 0175-26-2189

むつ事業所 〒035-0011 青森県むつ市大字奥内字二又山1番地1 TEL 0175-26-2188 FAX 0175-26-2189

浪岡事業所 〒038-1303 青森県青森市浪岡大字徳才子字山本105-59 TEL 0172-55-5705 FAX 0172-55-5706

青森営業所 〒030-0861 青森県青森市長島1丁目3番22号長和ビルA-205 TEL 017-718-4901 FAX 017-718-4902



株式会社 青森クリーン

<http://www.aomoriclean.co.jp/>



豊かな自然を未来永劫に

ダイオキシン測定、アスベスト分析
その他 環境分析なら何でも



MCCユニテック株式会社

取締役社長 三 上 裕 司

〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-109 電話 0178-44-1113 FAX 0178-44-1799
<http://www.mcc-unitec.com> (左記ホームページの“お問い合わせ”ページからメール出来ます。)

1. 環境測定

- (1) 環境調査……………河川・湖沼・海域・地下水等の水質調査、環境大気調査
- (2) 公害測定……………排ガスの煤煙測定・ダイオキシン測定、工場排水の水質測定
騒音・振動測定、臭気測定
- (3) 作業環境測定…………有機溶剤・粉じん・特化物・金属の作業環境測定
- (4) 飲料水測定
- (5) 各種成分分析……………肥料・土壌等の調査
- (6) 環境アセスメント…………大気・水質・粉塵・騒音・振動等のミニアセス
- (7) そ の 他……………VOC 測定、アスベスト分析、製品中の微量金属測定、
各種法規対応相談等

2. 浄化槽及び下水道処理施設の維持管理

- (1) 下水道処理施設維持管理
- (2) 浄化槽保守点検
- (3) 水処理薬剤販売
(高分子凝集剤ダイヤブロック販売代理店)

Total Recycle Company

- 一般廃棄物 収集・運搬(八戸市・階上町・南部町)
- 産業廃棄物 収集・運搬(八戸市・青森県)
- 産業廃棄物 中間処理(発泡スチロール・廃プラスチック類)
- 資源リサイクル(古紙・金属等)

八戸市資源となる紙受入事業所
産業廃棄物再生事業者登録 青森県第1号

有限会社 柏崎清掃社

〒031-0023 八戸市是川字田中山24-23
TEL0178-96-2795 FAX0178-96-2373
URL <http://www.kashiwazakiseisousya.net>
E-Mail info@kashiwazakiseisousya.net



エコアクション21
認証番号 0011909



◇土木工事 ◇解体工事 ◇舗装工事 ◇とび・土工工事 ◇石油類販売業
◇一般・産業廃棄物収集運搬 ◇産業廃棄物中間処理業 ◇一般貨物自動車運送業

有限会社 小沢土木

代表取締役 小沢 セツ

本 社

八戸市大字鮫町字大草離 1 1 番地 1

TEL 0178-33-3087

FAX 0178-33-3099

中間処理施設

八戸市大字大久保字大山 6 2 番 1 9、6 2 番 2 0

TEL 0178-35-1925

鮫 給 油 所

八戸市大字鮫町字金屎 3 5 - 1 5 8

TEL 0178-32-2767

土 木

解 体

廃棄物

運 輸

石油販売

<https://ozawadoboku.jimdo.com/>



Recycle More,
We Can.
SEINAN

 青南商事はラグビー女子日本代表を応援しています。

株式会社 青南商事 Tel.0172-35-1413 Fax.0172-35-1415 www.seinan-group.co.jp



The ALASKA Wedding

 アラスカグループ



- ★ ウェディングプラザ アラスカ
- ★ ホテル アベスト 青森
- ★ 回転鮎処 あすか



アラスカ 〒030-0801 青森市新町1-11-22
TEL017 (723) 2233 FAX017 (723) 2361
<http://www.alaskajapan.com/>

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんも
ご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等
とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

『広告掲載のお願い』

「さんぱいあおもり」の広告掲載を募集しています。貴社のPRにご利用下さい。

- 広告料 A4又はA4の1/2 掲載1回につき1万円
- 広告内容 各社において自由にデザインし、レイアウトを作成

ご希望の方は、協会事務局までご一報下さい。

さんばいあおもり

第70号

令和2年2月発行

編
発

集
刊

「さんばいあおもり」広報啓発委員会
一般社団法人青森県産業廃棄物協会
〒030-0802

青森市本町五丁目5-21

青森県農業共済会館2F

電話 017(721)3911

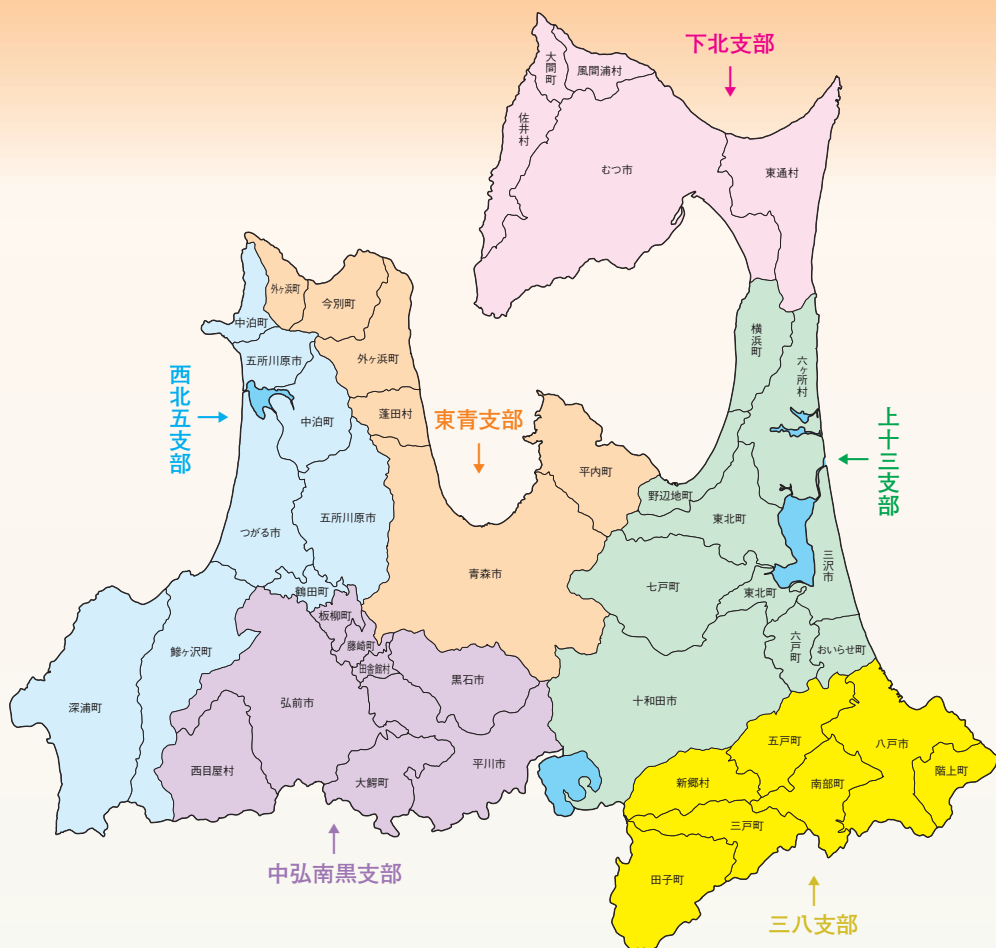
FAX 017(721)3838

ホームページ <http://www.aosanpaikyou.or.jp>

Eメール info@aosanpaikyou.or.jp

発行人
編集協力・製作

天 内 修
ワタナベサービス株式会社



一般社団法人 青森県産業廃棄物協会

〒030-0802 青森市本町五丁目5-21 青森県農業共済会館 2F

TEL 017-721-3911 FAX 017-721-3838

ホームページ <http://www.aosanpaikyoku.or.jp> E-mail info@aosanpaikyoku.or.jp